

林俊夫・弁護士著 暮らしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1989 年 9 月号を読む

カラオケの流行と音楽著作権の保護

1. (1) 近年は、カラオケのあるスナックやクラブ等が店が増加し、夜のネオン街では、あちこちの店でカラオケを楽しむ人々の姿を見かけるようになった。
(2) しかし、このカラオケをめぐる騒音等の各種法律問題も生じてきている。最近特に注目を集めているのは、著作権(演奏権)上の問題である。
2. (1) まず、オーディオカラオケについて著作権が争われたケースとして「クラブ・キャツアイ事件」がある。
(2) これは、A(クラブ経営者)が B(日本音楽著作権協会)の管理する音楽者作物について、そのオーディオカラオケを設置して、Bに無断でホステスや客にカラオケの伴奏により歌唱させたため、BがAに対し演奏侵害を理由にその差し止めと損害賠償を請求した事件である。
3. (1) 裁判所は、次の理由からBの請求を認めた(最判昭 63・3・15)。
(2) ① 本件における当該音楽の著作物の利用主体はAである。なぜなら、ホステスの場合は勿論、客の場合でも、客はAの店の管理の下で歌唱し、Aはカラオケのできる店として客を集めることにより営業上の利益を得ているからである。
② 従って、AがBの許諾を得ずに、ホステスや客にカラオケによる歌唱をさせることは、当該音楽著作物についての著作権から派生する演奏権(著作権法 22 条)を侵害するものとして、不法行為責任を免れない。
4. (1) 次に、ビデオカラオケについて著作権が争われたケースとして「くらぶ明日香事件」がある。
(2) それは、C(クラブ経営者)が、やはりBに無断でビデオカラオケを使用したため、BがCに対し上映権および演奏権の侵害を理由にその停止と損害賠償を請求した事件である。
5. (1) 裁判所は、次の理由からBの請求を認めた(広島地福山支判昭 61・8・21)。
(2) ① 本件における当該音楽の著作物の利用主体はCである。
② ビデオカラオケは、ビデオの映像に歌詞を組み込ませ上映し、それにカラオケ音楽を組み入れて固定したものであるから、CがBの許諾を得ずにホステスや客に歌唱させることは、当該音楽著作物についての上映権(著作権法 2 条 1 項 19 号)および演奏権の侵害となる。
6. このようなカラオケ二大事件を契機に、オーディオカラオケについては昭和 61 年から、ビデオカラオケについては昭和 62 年から、客席面積が 16.5 平方メートル(5 坪)以上の店は、その客席面

積に応じて、カラオケ演奏による歌唱について使用料を徴収されることになり、カラオケの利用権と音楽著作権の間に一応の調整が図られるに至った。

7. (1)しかし、今後検討すべき問題も少なくない。

(2)例えば、

- ①形式的な客席面積ではなく、より実質的なカラオケの使用回数や実収入を使用料徴収の基準とすることの可否、
- ②現代のカラオケ・リース産業の隆盛の実情を考慮し、リース業者を使用料支払義務者に加えることの可否、等の検討がそれである。